

※下線部が今回の改正箇所

感染拡大防止対策について（令和3年7月12日改正）

1 「レベル2」による対応が必要な事項等について

(1) 発熱や咳等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP27）

- ・ 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養すること。
- ・ 同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合で、身近な医療機関または市コールセンター（積極ガードダイヤル：082-241-4566 全日24時間対応）に連絡・相談した結果、PCR検査等が必要とされた場合は、検査結果が判明するまで登校を控えるようにすること。

(2) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP27、28）

- ・ 登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うこと。

※ 必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用すること。

(3) 休み時間中の行動（マニュアルP61）

- ・ トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導をすること。
- ・ なお、事業所で同じ洗面所で同じ時間に複数人が歯を磨いていて、感染拡大に繋がった可能性もある事例も発生していることから、昼食後の歯みがき指導の実施にあたっては、学校歯科医と連携して対応すること。

※ 令和2年5月28日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における「昼食後の歯みがきの実施について」参照

(4) 各教科（マニュアルP54～56）

各教科における感染リスクの高い活動として、以下のような活動が挙げられる。次に示した活動については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施すること。（マニュアルP18）

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 2 登下校時を含めたマスクの着用について（マニュアルP46、54）
- ・ 登下校時を含め、マスクを外す機会をできるだけ少なくすること。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
 - ・ やむを得ずマスクを外す態様をとる場合でも、他者の接触や会話を控えること。
 - ・ 食事時間などマスクを外す場面では、感染リスクが高まるため、特に留意して、感染症予防に取り組むこと。
 - ・ 登下校時に、飲食をしながら会話した際に感染が広がることを防ぐため、会話を控え、人の接触を避ける観点から、すみやかな帰宅を促すこと。
 - ・ 体育・保健体育の授業や部活動で運動を行う時は、身体へのリスクを考慮し、児童生徒の間隔を十分に確保する等、対策を講じた上でマスクを外すよう指導すること。なお、用具の準備や片付けなど、運動を行っていない時は、感染症対策として可能な限りマスクを着用させること。
- 3 部活動の実施について（マニュアルP56～59）
- マニュアルに記載してある、「全体を通じての留意事項」を踏まえ、感染防止対策を徹底した上の活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。
- ・ 実施にあたっては、生徒の体調面に配慮すること。
 - ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は慎重に実施を検討すること。
 - ・ 公式戦の参加に当たっては、大会事務局が示した感染防止マニュアルを厳守すること。
 - ・ 活動の前後においても3密を避け、健康観察を行った上で、部室や更衣室等に入る人数を制限し、少人数・短時間で更衣をさせること。また、室内の換気扇を常に回すなど換気を徹底すること。
 - ・ 部活動終了後に生徒同士で飲食をすることがないよう指導するなど、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
 - ・ 運動部活動中の飲料水は各自で持参させ、回し飲みやコップの使いまわしなどを行わないよう指導を徹底すること。
 - ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
 - ・ 他校との合同練習や練習試合等の企画・実施については、その必要性を十分に検討すること。実施する場合は、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

- ・ 生徒が使用するタオルや用具などの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

4 学校行事等について

実施にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 県境を越える移動は、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、当該都道府県内のリスクが高い地域との往来はできるだけ控えること。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、最大限、自粛すること。

5 給食等の食事をとる場面について

- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をすること。